

石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金率の改正について

◎ 一般拠出金率の改正

労災保険が適用されている事業主のみなさまにおかれましては、平成 19 年 4 月 1 日より石綿健康被害救済のための「一般拠出金」についてご負担いただいているところですが、平成 26 年 4 月 1 日より一般拠出金率が次のとおり引き下げられることとなりました（環境省告示第 111 号）。

現在の一般拠出金率 0.05/1,000 (平成 26 年 3 月 31 日まで)



改正後一般拠出金率 0.02/1,000 (平成 26 年 4 月 1 日施行)

◎ 一般拠出金の算定方法

一般拠出金については、申告事由（年度更新、事業廃止など）が生じた時点により、適用する率が定まりますので、平成 26 年度の年度更新時における一般拠出金の算定の取扱いは、次のとおりとなります（手続きの詳細につきましては、後日、年度更新申告書を送付する際に同封される資料等でご確認ください）。

1 事業継続の場合

申告事由が年度更新（平成 26 年度）であるため、平成 25 年度の賃金総額に新拠出金率（0.02/1,000）を乗じた額で算定します。

2 平成 25 年度中に事業を廃止した場合

申告事由が廃止（平成 25 年度）であるため、平成 25 年度の賃金総額に旧拠出金率（0.05/1,000）を乗じた額で算定します。

3 平成 25 年度中に事務組合委託（又は委託解除）となった場合

- ① 個別事業場が平成 25 年度中に事務組合に事務処理を委託した場合
- ② 事務組合委託事業場が平成 25 年度中に委託替えをした場合
- ③ 事務組合委託事業場が委託解除し、個別成立した場合

等については、事務処理上、申告事由前の旧労働保険番号は一旦廃止の扱いとなりますので、平成 25 年度の廃止申告に係る一般拠出金は、平成 25 年度の算定期間における賃金総額に旧拠出金率（0.05/1,000）を乗じた額で算定します。

なお、平成 25 年度の年度途中に上記①から③などの申告事由が生じた場合、申告事由後の新労働保険番号に係る保険関係においても、一般拠出金の算定が必要となります。平成 26 年度以降も事業が継続している場合については、平成 25 年度の算定期間における賃金総額に新拠出金率（0.02/1,000）を乗じた額で算定します。

◎ 本件に関する問い合わせ先

東京労働局労働保険徴収部

適用・事務組合課（個別事業場）

☎03-3512-1628（ダイヤルイン）

事務組合室（事務組合・委託事業場）

☎03-3512-1629（ダイヤルイン）